

感染症による出席停止について

学校保健安全法により、次表の感染症にかかった場合は出席停止の措置がとられますので、直ちに学級担任に連絡してください。また、治癒した際には登校許可書を提出してください（感染症による出席停止の詳細は生徒手帳にも記載されています。確認してください）。

学校において予防すべき感染症の種類と出席停止期間の基準

学校保健安全法施行規則第 18～19 条

	感染症の種類	出席停止期間の基準等
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、中東呼吸器症候群、鳥インフルエンザ（H5N1） ＊上記の他、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症	治癒するまで
第二種	インフルエンザ	発熱した後5日を経過し、かつ、解熱後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん（三日ばしか）	発しんが消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	全ての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	（条件によっては出席停止の措置が考えられる疾患） 溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑（りんご病）、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎など	

通常、出席停止の措置は必要ないと考えられる感染症

アタマジラミ、水いぼ、伝染性膿痂疹（とびひ）

(参考資料)

主治医 様

令和 年 月 日

東京都立葛西工業高等学校長

日頃より本校生徒が大変お世話になっております。
次のことについて、ご記入をお願いします。

登 校 許 可 書

年 組 氏名

1 病名 (○で囲んで下さい)

- | | |
|----------|--------|
| インフルエンザ | 風疹 |
| 百日咳 | 水痘 |
| 麻疹 | 咽頭結膜炎 |
| 流行性耳下腺炎 | 感染症胃腸炎 |
| 髄膜炎菌性髄膜炎 | |
| その他() | |

2 出席停止の期間

令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

登校しても差し支えないので、登校を許可します。

令和 年 月 日

医療機関名
医師名

印